

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1の(二)、2の(二)、3の(二)、4の(一)及び5の(二)中「千九百円」の下に「（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）」を加え、同表の五十七の項の1を次のように改める。

1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証

- (一) (二)に規定する場合以外の場合 二千五十円（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円）
- (二) 道路交通法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (一)に規定する額に当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額

別表第一の五十八の項の1中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表の五十九の三の項中「第四百四条の四第六項」の下に「（同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。